

令和7年度 第2回天竜区協議会

次第

日時：令和7年5月22日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事

（1）協議事項

令和6年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について（区振興課）

（2）地域課題

中山間地域の「子育てができる環境づくり」について（中山間地域振興課・幼保運営課・幼保支援課・教育総務課・天竜福祉事業所社会福祉課）

（3）その他

ア 災害復旧状況について（天竜土木整備事務所）

イ 令和7年度区協議会委員研修の開催について（事務局）

5 その他

次回開催予定

日時 令和7年6月26日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所 2階 21・22会議室

6 閉会

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件名	令和6年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について								
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和6年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>提案件数</th><th>実施件数</th><th>補助額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td><td>4件</td><td>4件</td><td>1,588千円</td></tr> </tbody> </table>		提案件数	実施件数	補助額	助成事業	4件	4件	1,588千円
	提案件数	実施件数	補助額						
助成事業	4件	4件	1,588千円						
対象の区協議会	天竜区協議会								
内 容	令和6年度に実施した地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、浜松市地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、天竜区審査会において事後評価を行った。同要綱第12条に基づき、事後評価結果を天竜区協議会において協議するもの。 (詳細は別紙のとおり。)								
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。								
担当課	天竜区区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013				

□令和6年度 地域力向上事業(助成事業)評価一覧

No.	事業名	提案団体	担当課	総事業費 (円)	補助額 (円)	事業目的 の達成度	地域資源 の活用度	地域への貢 献度	財政支援 の妥当性	費用対 効果
1	「白井鐵造～犬居の風～」 ミュージカル創作体験事業	「龍水の都」文化体験プロ グラム実行委員会	まちづくり推進課	841,604	409,000	A	A	A	A	B
2	佐久間アートプロジェクト2024	シン・サクマ計画	佐久間支所	1,463,135	731,000	A	A	A	A	B
3	第2回春野のまち勉強会	浜松調理菓子専門学校	春野支所	321,057	128,000	B	A	A	B	B
4	狐の嫁入り行列	クローバー通り商店会	まちづくり推進課	652,517	320,000	A	A	A	B	B
計				3,278,313	1,588,000					

令和6年度 天竜区地域力向上事業事後評価シート

〈No. 1〉

事業名	「白井鐵造物語～犬居の風～」 ミュージカル創作体験事業				
実施団体名	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会				
事業の成果及び内容	<p>1 事業内容 子どもたちが白井鐵造について理解を深めるため、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会によって、ミュージカル「白井鐵造物語～犬居の風～」を企画・創作・発表した。</p> <p>2 スケジュール 令和6年10月～ 受講者募集 令和6年10月～12月 ミュージカル創作体験 令和6年12月19日（木） 発表</p> <p>3 実施場所 天竜壬生ホール（発表会場、リハーサル会場） 光明ふれあいセンター（リハーサル会場） 二俣ふれあいセンター（リハーサル会場）</p> <p>4 参加人数 480人（40人×12回）</p>				
総事業費	841,604円	補助金額	409,000円	補助率	50%（初回）
評価	項目		ランク		
			A	B	C
1) 事業目的の達成度	<input type="checkbox"/> 高い		普通		低い
2) 地域資源の活用度	<input type="checkbox"/> 高い		普通		低い
3) 地域への貢献度	<input type="checkbox"/> 高い		普通		低い
4) 財政支援の妥当性	<input type="checkbox"/> 高い		普通		低い
5) 費用対効果	<input type="checkbox"/> 高い		<input type="checkbox"/> 普通		低い
審査会コメント	天竜区の偉人をモチーフとしたミュージカル創作体験事業であり、次世代を担う子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育成する事業と評価します。今後も、子どもたちの育成のため、創作体験事業が継承されることを期待します。				

令和6年度 天竜区地域力向上事業事後評価シート

〈No. 2〉

事業名	佐久間アートプロジェクト 2024				
実施団体名	シン・サクマ計画				
事業の成果及び内容	1 事業内容 J R 飯田線「佐久間駅」駅舎内に約 15 m ² のアートウォールを作画し設置した。アートウォールのモチーフは、佐久間町の風物・景観・歴史等観光資源を活用することで観光客等にアピールを行うことができ、J R 飯田線「佐久間駅」駅舎内の環境美化にも繋がっている。 2 参加人数 28 人（静岡文化芸術大学生 19 人、佐久間町小・中・高校生 9 人） 3 制作時交流回数 6 回				
総事業費	1,463,135 円	補助金額	731,000 円	補助率	50%（初回）
評価	項目		ランク		
			A	B	C
	1) 事業目的の達成度		高い	普通	低い
	2) 地域資源の活用度		高い	普通	低い
	3) 地域への貢献度		高い	普通	低い
	4) 財政支援の妥当性		高い	普通	低い
5) 費用対効果		高い	普通	低い	
審査会コメント	天竜区佐久間町の地域児童、生徒と浜松市街地大学生との地域間交流が生まれ、また若年世代が製作にかかわることで郷土愛の醸成につながる事業と評価します。この事業がきっかけとなり佐久間町の魅力をアピールでき、知名度向上による観光産業が促進することを期待します。				

令和6年度 天竜区地域力向上事業事後評価シート

〈No. 3〉

事業名	第2回春野のまち勉強会				
実施団体名	浜松調理菓子専門学校				
事業の成果及び内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 学生と司厨士協会所属のシェフでジビエ料理に合う調味料の開発について意見交換会を実施。今回は、経験豊富なシェフの提案をもとに学校職員と生徒で調味料試作開発を実施し勉強会で初回試作品を披露。</p> <p>(2) 春野いきいき天狗村にて、野生鳥獣肉加工施設「ジミート」高林氏とフランス料理店「LA SALIVE」鈴木氏により、鹿の解体見学、食材として活用可能な部位の説明を聴講し、その後、司厨士協会に所属する浜松市内のホテルに務めるシェフの指導のもと、地元で生産された野菜・豚肉を使用し調理の要点を学ぶ。</p> <p>2 事業期間</p> <p>(1) 企画～商品開発：令和6年4月15日（月）～令和7年3月10日（月） (2) 勉強会：令和7年3月5日（水）</p>				
総事業費	321,057 円	補助金額	128,000 円	補助率	40%（2回目）
評価	項目		ランク		
			A	B	C
	1) 事業目的の達成度		高い	普通	低い
	2) 地域資源の活用度		高い	普通	低い
	3) 地域への貢献度		高い	普通	低い
	4) 財政支援の妥当性		高い	普通	低い
審査会コメント	5) 費用対効果				
	高い				
地域課題である獣害について自然の恵みをいただくという食の観点から、新たなジビエ料理や特産品の開発を行い鹿肉などの消費拡大が期待できる事業として評価します。この事業がきっかけとなり、獣害の減少や商品開発による地域活性化に期待します。					

令和6年度 天竜区地域力向上事業事後評価シート

〈No. 4〉

事業名	狐の嫁入り行列				
実施団体名	クローバー通り商店会				
事業の成果及び内容	<p>1 事業内容 「狐の嫁入り行列」と「酉の市」を併せて実施するにあたり、クローバー通り商店街に歩行者天国を設定し、車両の進入を防ぐため新たにバリケードを設置したことで、歩行者の安全が確保できた。また、出店者ブースを設けることで、中山間地域の特産品を販売し、地域のPRと事業者の販売向上に貢献した。</p> <p>(1) 狐の嫁入り行列 吾妻町稻荷での結婚式、クローバー通り商店街「旧わんや店」から吾妻町稻荷までの往復を狐面で仮装した行列が行進 等</p> <p>(2) 出店者ブース 縁起販売、フリーマーケット、アートバーン、クラフト制作(狐面)、似顔絵 等</p> <p>(3) その他(歩行者天国で演奏や踊りのパフォーマンス) 天竜高校吹奏楽・郷土芸能部、信用金庫吹奏楽、幼稚園遊戯 キッズダンス・フラダンス、歌謡ショー、阿波踊り、天竜踊り オカリナ、天竜街角ライブ 等</p> <p>2 実施日 令和6年11月23日(土)</p> <p>3 参加人数 3,000人</p>				
総事業費	652,517円	補助金額	320,000円	補助率	50% (初回)
評価	項目	ランク			
		A	B	C	
1) 事業目的の達成度	<input type="checkbox"/> 高い	普通	低い		
2) 地域資源の活用度	<input type="checkbox"/> 高い	普通	低い		
3) 地域への貢献度	<input type="checkbox"/> 高い	普通	低い		
4) 財政支援の妥当性	高い	<input type="checkbox"/> 普通	低い		
5) 費用対効果	高い	<input type="checkbox"/> 普通	低い		
審査会コメント	地域資源を活用した集客性の高いイベントであり、地域を活性化する事業と評価します。このイベントが地域の魅力の発信源となり、地域への来訪者の増加につながることを期待します。				

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

2) 地域資源の活用度

区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。

3) 地域への貢献度

事業の実施により、地域の課題解決や、地域の魅力の掘り起こしがなされているかどうか。

4) 財政支援の妥当性

市が補助金を支出して支援を行う妥当性があるか。（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

5) 費用対効果

事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業（以下「地域力向上事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(事業区分)

第3条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業

地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業

支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

(対象事業)

第4条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 前項の規定によるほか、助成事業については、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1つの区振興課又は行政センターのみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環

境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

- 2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

（候補事業の検討）

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、市長が別に定める審査会（以下「審査会」という。）において、審議するものとする。

- 2 審査会においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業（以下「少額助成事業」という。）の場合は、第13条に規定する審査会（以下「少額助成事業審査会」という。）において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

（実施予定事業の決定）

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあっては、同条例第5条の2に規定する地域分科会）（以下「区協議会等」という。）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する少額助成事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（事業の実施）

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、審査会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 繼続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区協議会等で協議した上で、区ホームページ等で公表するものとする。

(少額助成事業審査会)

第13条 少額助成事業審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 少額助成事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。

3 少額助成事業審査会の会議は、区振興課長等が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 少額助成事業審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、少額助成事業審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長等が少額助成事業審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	地域資源の活用度	1	2	3	4	5
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。					
2	地域課題の明確性	1	2	3	4	5
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。					
3	事業の妥当性	1	2	3	4	5
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。					
4	公益性	1	2	3	4	5
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。					
5	財政支援の妥当性	1	2	3	4	5
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。					

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項目		評価		
1	事業目的の達成度	低い	普通	高い
2	地域資源の活用度	低い	普通	高い
3	地域への貢献度	低い	普通	高い
4	財政支援の妥当性	低い	普通	高い
5	費用対効果	低い	普通	高い

令和7年度第2回天竜区協議会地域課題

地域課題	中山間地域の「子育てができる環境づくり」について														
提案委員	海老原 政彦 委員														
要旨	<p>第3次中山間地域振興計画では、新たな主要施策として「子育てができる環境づくり」が加わった。その理想の姿として、「小学校から高等学校まで安全・安心に学べる教育環境が整っている」と書かれている。その新たな施策が、主要施策の一つである「移住・定住の促進」と密接に関係していることは言うまでない。</p> <p>しかしながら実際には幼稚園の閉園や小学校の統合が続いているおり、「子育てができる環境づくり」は厳しくなっているのではないか。車の両輪ともいえるこの2つの施策の関係について、浜松市としてどのように考えているのか聞きたい。</p> <table border="1" data-bbox="430 898 1318 1560"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>「子育てができる環境づくり」を進めるための新たなビジョンについて</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>「子育てができる環境づくり」、「移住定住の促進」2つの施策の関連付けについて</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中山間地域の「子育てができる環境づくり」における、教育委員会としての考え方と支援について</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「保育ママ事業」と「放課後児童教室」の今後について</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>「保育ママ事業」の実情に合った改正について</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>第3次中山間地域振興計画の推進体制と進捗管理について</td> </tr> </tbody> </table>	No.	内 容	1	「子育てができる環境づくり」を進めるための新たなビジョンについて	2	「子育てができる環境づくり」、「移住定住の促進」2つの施策の関連付けについて	3	中山間地域の「子育てができる環境づくり」における、教育委員会としての考え方と支援について	4	「保育ママ事業」と「放課後児童教室」の今後について	5	「保育ママ事業」の実情に合った改正について	6	第3次中山間地域振興計画の推進体制と進捗管理について
No.	内 容														
1	「子育てができる環境づくり」を進めるための新たなビジョンについて														
2	「子育てができる環境づくり」、「移住定住の促進」2つの施策の関連付けについて														
3	中山間地域の「子育てができる環境づくり」における、教育委員会としての考え方と支援について														
4	「保育ママ事業」と「放課後児童教室」の今後について														
5	「保育ママ事業」の実情に合った改正について														
6	第3次中山間地域振興計画の推進体制と進捗管理について														